

2018年1月23日

福島県知事
内堀 雅雄 様

日本共産党福島県議会議員団
団 長 神山 悦子
副 団 長 阿部裕美子
同 宮川えみ子
幹 事 長 宮本しづえ
政調会長 吉田 英策

2018年度予算と主な施策についての申し入れ

はじめに

東日本大震災・原発事故から丸7年を迎えようとしています。今なお県発表による避難者数だけでも5万人を超える県民が避難生活を強いられています。しかし、昨年3月末の住宅支援の打ち切りに伴い、区域外からの自主避難者や災害救助法の適用から外れた県民が避難者数から除かれたことを見れば、実際の避難者数は県発表を大きく上回るものと思われます。正確な避難者数の把握は福島の被害の実相をつかむ上で極めて重要です。また県は今年3月末で檜葉町の住宅無償提供を打ち切る方針ですが、いまだに約2割の世帯で4月以降の住まいの確保が見通せない状況です。路頭に迷う人を出さないよう、丁寧な対応が求められます。

今月5日、福島民報によるインタビューで、東京電力川村会長は「この先、20年というオーダーで使えそうなのは柏崎刈羽原発と福島第二原発ということになる」「原子力を何らかの格好で残しておく必要があるのではないか」と述べ、全県民の願いである第二原発廃炉と真逆の認識をあらわにしました。また昨年末、原子力規制委員会が柏崎刈羽原発6、7号機審査で「適合」の判断を出したことをみても、県として強く抗議し、県民目線で国・東京電力と対峙する立場に立つことがあらためて問われています。そのような中、民間団体「原発ゼロ・自然エネルギー推進連盟（原自連）」が運転中の原発停止、再稼働中止、2050年まで全電力を再生可能エネルギーでまかなうとした「原発ゼロ・自然エネルギー基本法案」を発表したことはきわめて重要です。

新しい年2018年は、憲法をめぐり、憲法を守り生かす勢力と、改憲に固執する勢力との、かつてないせめぎあいの年になります。歴代政権でも異常な改憲派の安倍政権は、憲法9条に自衛隊を書き込み、今年の国会で改憲案を発議することを狙っています。震災復興で頑張った自衛隊員を戦地に送り命の危険にさらすことはあってはならず、改憲案発議を許さないたたかいがいよいよ正念場です。

普天間基地所属海兵隊機の相次ぐ重大事故により、県民の不安と怒りが頂点に達している沖縄では今年、新基地建設の是非を最大の争点に、名護市長選挙、県知事選挙

など県民と国民の未来がかかった重要な選挙が連続してたたかわれます。民意を何度突き付けても、県民の声を聞かず、強権的な姿勢を取り続け、地方自治を踏みつけにする安倍政権の基本姿勢は、福島原発事故を終わったことにしようとする福島切り捨てと共通しています。

北朝鮮問題について、安倍政権は先制攻撃も辞さないとするトランプ米大統領と「100%ともにある」とし、対話を否定する態度をとっています。また昨年の核兵器禁止条約採択に貢献し、ノーベル平和賞を受賞した核兵器廃絶国際キャンペーン（ICAN）のフィン事務局長が来日し、安倍首相との面会を求めましたが応じませんでした。唯一の戦争被爆国である日本政府が未だに署名に応じていないことは、広島・長崎の被爆者をはじめ国内外に大きな失望を与えています。世界的に見ても、安倍政権の異常さが際立っています。

安倍政権は一般会計で9兆7千128億円に上る2018年度政府予算案を決定しました。軍事費の異常な突出ぶりと、国民の暮らしを支える社会保障費を容赦なく抑え込む姿勢が際立っています。毎年増額を続けてきた軍事費は5兆1911億円とともにも過去最大を更新する一方、社会保障費の「自然増」は今回も大幅にカットしました。大企業向けの新たな減税措置も露骨です。国民生活を置き去りにして、軍拡を推進し大企業を優遇する安倍暴走政治からの転換が必要となっています。

東日本大震災と原発事故から8年目となる今年こそ、県民の総意である福島第二原発の廃炉を何としても実現しなければなりません。原発の再稼働や輸出、賠償や支援の打ち切りを次々とすすめ、原発事故を「終わったもの」にしようとする安倍暴走政治ときっぱりと対峙する県政運営が求められます。共同通信社が1月13日、14日に実施した全国世論調査でも全原発の即時停止に賛成は49%、反対は42.6%であり、原発停止を求める声が多数です。

本県の復興はまだまだ先が見通せず、特に、住まいや生業、コミュニティの再生を中心とした「人間の復興」は今後も長期にわたる課題です。県民一人ひとりの暮らしと生業の再建、福祉型県政への抜本的転換、憲法と地方自治が生きる県政実現が強く求められます。

2月定例会に先立ち、以上の観点に立って県の来年度予算を策定し、具体的施策を実施するよう要望します。

一、原発事故からの真の復興をめざし、安倍政権にはっきりものが言える県政に

- 1、知事は、地方自治体の長として、県民の命と暮らし、財産、平和を守るため、政府に対し憲法9条改定の国会発議をしないよう強く求めること。
- 2、知事は、原発事故の被災県民を代表し、唯一の戦争被爆国として日本政府が核兵器禁止条約に署名するよう求めること。
- 3、生業裁判の福島地裁判決は、原発事故を起こした国・東京電力の法的加害責任を断罪し、「中間指針」を超える賠償を認めた。県は真摯に受け止めるとともに、国・東京電力に加害責任を認めるよう求めること。

- 4、本県の実験事故を教訓に、福島第二実験の廃炉を明言させるとともに、東京電力柏崎刈羽実験をはじめ全国の実験の再稼働中止、老朽実験の延長中止を国に強く求めること。
- 5、「エネルギー基本計画」の改定にあたっては、実験と石炭火力をベースロード電源としている国の基本計画の転換を求め、実験の比率を即時ゼロに、石炭火力の比率も大幅に削減し、再生可能エネルギーを根幹にすえて本格的推進を図るよう国に求めること。
- 6、安倍政権の「働き方改革」と称した労働法制改悪に反対を表明すること。非正規雇用を減らし正規雇用を増やすよう国に求めること。
- 7、格差と貧困を生み出した安倍政権の下で、医療・介護、年金、生活保護などさらなる社会保障費の連続削減をしないよう国に強く求めること。
- 8、県民のくらしと地域経済に多大な影響を与える消費税10%増税中止を国に求めること。
- 9、「人口減少・少子化」の大きな要因は、保育や教育、社会保障制度の対策を十分実施してこなかったうえ、むしろ逆行する政策をとってきたことにある。社会保障予算を大幅に増額させ、「少子化対策」を国の責任で実施するよう国に求めること。

二、2018年度県当初予算編成について

1、予算編成の基本方針について

全国最下位クラスの本県の医療・福祉は、大震災・実験事故によって一層困難な状況になっていることをふまえ、「日本一子育てしやすい県」、「全国に誇れる健康長寿の県」を実現するため、予算編成にあたっては医療・介護、子育て、教育に重点配分すること。

2、福島イノベーション・コースト構想について

県が復興の原動力と位置付けた「イノベーション・コースト構想」は、従来の大企業呼び込み型ではなく、地元業者の参画を促進するための仕組みをつくり、住民帰還の雇用対策につなげること。また、拠点事業については、過大投資とならないよう継続性、採算性を十分考慮すること。

3、再生可能エネルギー、新エネルギーについて

①再生可能エネルギーの推進にあたっては、県民や県内企業の参加など地域循環型、住民参加型で進めること。また、環境破壊や健康被害を防止するためのルールを盛り込んだ県条例を制定すること。

②「新エネ構想」に基づいて推進している水素エネルギーについては、環境面・安全性・経済性など課題があること、IGCCを含む石炭火力発電についても地球温暖化に逆行することから見直すこと。

4、安全・安心の県政を

①異常気象による災害から県民の命や財産を守るため、災害に強い県土づくりをすすめること。その際、地元中小企業が優先受注できる仕組みとし、地震・津波等の災害対策、長寿命化対策を計画的にすすめるとともに、維持管理予算を

拡充すること。

- ②避難所となる学校や公共施設、病院の耐震化を早期に完了させ、これらの施設のトイレの洋式化を促進すること。
- ③河川の堆砂除去の予算を拡充し、洪水や浸水対策をすすめること。
- ④放射能被害から県民や子どもの健康を守るため、食品や農畜水産物の検査体制の継続、モニタリングの実施、甲状腺検査を継続すること。
- ⑤高齢者や交通弱者の足を確保するため、バス路線への維持補助にとどめず、デマンド型乗り合いタクシーなどの公共交通体系を全県で整備できるよう支援すること。

三、県内原発全基廃炉を必ず実現し、「原発ゼロ」を福島から

- 1、福島第二原発の廃炉を福島復興の大前提とし、国・東京電力に強く求めること。そのためにも、県民の総意を示す「県民集会」を開催すること。
- 2、東京電力川村会長の第二原発を「『使えそうな原発』として残しておくことが現時点での考え」とした発言は、被災県民を愚弄するもので、抗議し撤回を求めること。
- 3、全国の原発再稼働や老朽原発の延長、原発の海外への輸出にはきっぱり反対すること。
- 4、原発事故の被災県として福島原発事故の検証を県独自に行い、東京電力の加害責任を明確にすること。
- 5、トリチウム汚染水の処理は、県民をはじめ地元住民や漁業者の意見をふまえ、安易な海洋放出は許さないこと。
- 6、汚染水対策では凍土壁の効果を検証するとともに、雨水による汚染水の増加を防ぐための対策を東京電力に求めること。
- 7、廃炉作業に従事する労働者の放射線被ばくなど健康管理を徹底すること。放射線管理手帳による健康管理を国に求めること。労働者の多重下請け構造の改善を求め、国家的プロジェクトにふさわしい待遇改善を国、東京電力に求めること。

四、除染の促進と中間貯蔵施設について

- 1、市町村実施の面的除染が新年度で終了することから、フォローアップ除染が必要な世帯を早期に把握し、実施できるよう市町村を支援すること。その際、個別協議ではなく合理的な基準を早期に示すよう国に求めること。
- 2、森林除染の範囲を生活圏森林に留めず里山まで拡大し、市町村の計画に基づき実施できるよう国に求めること。
- 3、中間貯蔵施設整備に当たっては、地権者の要望に誠実に対応すること。また、積込み場からの搬送については、幹線道路沿線住民の安全確保に向けた対策を講じるよう国に求めること。
- 4、特定廃棄物搬入については、隣接町である檜葉住民の要望を良く聴き対応するよう国に求めること。
- 5、帰還困難区域内に整備する特定復興再生拠点区域の除染は、年間追加放射線量

- 1 ミリシーベルト以下を目標に徹底除染を行うよう国に求めるとともに、特定拠点区域外でも住民が希望する箇所について対象とするよう国に求めること。
- 6、二本松市原セ地区の除染土壌再利用の実証事業については、費用対効果等が不明確な上、地域住民の環境への不安が強いことから、環境省に対して中止を求めること。

五、損害のある限り賠償の継続を

- 1、生業裁判の福島地裁判決を受けて、県民が闘い取った成果を生かし国の原子力損害賠償紛争審査会に賠償指針の見直しを求め、併せて避難区域外の現地調査と住民からの意見聴取を行うよう求めること。
- 2、避難区域外商工業者の営業損害賠償について、東京電力が一方的に打ち切り・値切りしており、追加賠償請求書も2倍相当分が支払われた事業者にしか渡されない実態がある。この不誠実な対応に抗議し、追加賠償請求が適正に行えるよう東京電力に求めること。
- 3、農林業者も個別の打ち切り・値切りが行われている実態を把握し、継続する被害に応じた賠償が適正に行われるよう東京電力に求めること。避難区域外の農林業の風評被害に係る賠償方法の変更案が、2019年1月実施でJAと合意されたが、賠償の切り下げとしないよう対応すること。
- 4、帰還困難区域を除く区域の避難指示が解除され、本年3月末で精神的賠償が終了されようとしている。帰還した住民は2割弱に留まっていることを踏まえ、避難生活に伴う生活費増加分を含む精神的賠償を、本年4月以降も継続するよう国と東京電力に求めること。
- 5、住宅家賃賠償が本年3月末で終了とされているが、県は国と東京電力にこれまで通りの家賃賠償継続を求めること。

六、被災者に寄り添い、暮らしと生業の再建を土台に復興を

- 1、避難者数については、原発事故によって故郷に戻っていない県民すべてを避難者数に含めること。
- 2、避難指示の解除に当たっては、住民の意見を尊重し国が一方的に解除を行うことがないようにすること。
- 3、避難者の帰還の前提になるインフラ整備に万全を期すこと。また、家屋の解体要望には速やかに対応するよう国に求めること。
- 4、仮設・借り上げ住宅について
 - ①今年3月で終了する檜葉町については延長すること。2019年3月終了とする地域についても延長を行うこと。
 - ②仮設住宅の集約化は被災者の声を十分聴いて強制にならないようにすること。
 - ③子ども被災者支援法を機能させ、自主避難者に対する住宅無償提供を再開し2年間とした家賃補助を見直すこと。居住実態のある世帯は立ち退きを求める訴えを行わないこと。
- 5、復興公営住宅、災害公営住宅について

- ①避難解除された区域内の避難者の復興公営住宅の申し込みは、希望に応じ県内全域で認めること。
 - ②復興住宅の家賃については、県独自の低所得者減免制度を適用し、収入超過者の減免も行うこと。同様に、地震津波の災害公営住宅に対しても実施するよう市町村を支援すること。
 - ③生活相談支援員は継続雇用を可能とし、労働条件の改善で必要な人員確保を図り、避難者に寄り添った支援を継続すること。
- 6、国の被災者生活再建支援法の支援金上限を最低でも500万円に引き上げることが求めるとともに、県としても独自の上乗せ支援を行うこと。
- 7、被災者に対する医療・介護等の保険料や利用料、税の減免を継続すること。
- 8、高速道路無料化の継続を国に求めること。
- 9、避難自治体に対し職員の派遣を要望通り行うこと。

七、農林水産業、中小企業、観光の復興について

1、農林水産業について

- ①国連が昨年末、2019年～28年を「家族農業の10年」に指定し、国際社会が小規模・家族経営農業の重要な役割を認識、支援することを呼びかけ、貧困・飢餓の拡大、地域環境の悪化の解決に不可欠としている。原発事故で大打撃を受けた本県の農林業再生のためにも、家族経営を含む多様な経営形態を支援する農政に転換すること。
- ②「TPP11」「日欧EPA」「日米FTA」の大枠合意を撤回し、「食料主権」を守る立場から、各国の多様な農業が共存できる貿易ルールを目指すよう国に求めること。
- ③国民の主食、米政策に国が責任をもって取り組むよう、農業者戸別所得補償制度の復活を国に求めること。
- ④福島県産農産物の安全・安心を確保する重要な役割を果たしている「米の全量全袋検査」は継続すること。
- ⑤若者の就農を総合的に支援する新規就農者支援制度の拡充強化を図ること。特に困難になっている林業担い手の就労確保と育成促進を図ること。
- ⑥農地の放射性物質汚染調査をより正確な線量把握にするために、圃場一筆ごとの土壌表面汚染マップを作成すること。
- ⑦イノシシの生態の実態調査を行い「イノシシ管理計画」を見直し、確実な推進を図ること。そのための捕獲の担い手の確保や埋設・焼却に加え微生物処理など県の取り組みを強化し、市町村を支援すること。
- ⑧漁業の本格操業に向けて実態に合った漁港の整備や、海域のきめ細かい放射性核種の検査を拡充し、非破壊型の検査機器の研究開発を推進すること。

2、中小商工業について

- ①被災事業者の再建支援については、補助対象を拡大し、柔軟に対応すること。積極的な適用で県内中小企業の再生・再建がなされるよう支援すること。

- ②小規模事業者の支援について、県としても使いやすい小規模事業者向けの補助金制度を創設すること。
- ③地域経済の活性化に向け、商店街リニューアルや住宅リフォームに対する助成金制度を創設すること。

3、雇用・労働条件の改善について

- ①中小企業に対する賃金助成や社会保険料の減免などの本格的支援を行い、最低賃金を全国一律に時給1,000～1,500円への引き上げを国に求めること。
- ②労働基準監督署と協力し長時間労働や過労死を根絶し、働く者の健康を守るために企業・団体に申し入れを行うこと。また、法的規制の強化を国に求めること。
- ③全国で外国人実習生の労災死が多発していることから、県内の実態を把握し対策を強化すること。
- ④県の非正規職員の正職員化と処遇の改善をおこなうこと。

4、観光について

- ①風評被害が続く本県観光の振興について、積極的なキャンペーン活動に取り組むなど温泉街や観光地の賑わいを取り戻すために力を尽くすこと。
- ②教育旅行の再生については、誘致に向けたPR予算を増額すること。

八、福祉型の県づくりへ転換を

1、医療・福祉の拡充について

新年度から「福島県地域医療構想」「福島県医療計画」「福島県高齢者福祉計画」「福島県介護保険事業支援計画」がスタートするが、本腰を入れた取り組みが求められています。

- ①全国平均を大幅に下回っている医師不足の解消のために、県外からの確保などあらゆる対策を講じるとともに、医大の学生定員130人を維持するよう引き続き国に求めること。
- ②看護師不足を解消するため、看護師養成学校の早期実現を支援するとともに、「看護職員需給計画」を看護師不足の現場の実態を踏まえたものに見直し、県内外からの就労対策などを含めあらゆる対策を講じること。
- ③県内の介護事業所のうち約7割で職員不足が明らかになっている。介護職員の処遇改善のための支援策を県としても行うこと。
- ④予防介護を重視し、要支援1、2の市町村総合事業は、サービスを制限しないよう市町村を支援すること。
- ⑤県民の健康づくり活動を後押しする「県民運動」は具体的な戦略を明確にして取り組むこと。
- ⑥保健活動を担う保健師を増員するよう市町村を支援すること。
- ⑦健診率を高めるために、各種健診の無料化を促進するよう市町村支援を行うこと。

- ⑧地域包括ケアシステムの構築に向けて市町村を支援すること。
- ⑨低額年金でも入所できる介護施設を拡充し、特養ホームの増設で待機者1万人の解消を図ること。
- ⑩国が進める『住宅セーフティネット』については、公営住宅不足の中で若者の居住確保などで待たれている制度である。早急に市町村が実施できるよう支援すること。

2、国保財政の県移管に伴う加入者の負担軽減に万全の対策を

- ①国保の運営主体が2018年度から県に移管されるが、すべての市町村で国保税が引き下げられるよう、市町村を支援すること。
- ②高すぎて払いきれず滞納を抱える世帯は県内で約2割に上り、滞納者への資格証明書や短期保険証の発行や差し押さえ件数が増え、取り立てが厳しくなっている。国保税納税猶予等の緩和制度を周知徹底するよう、市町村を指導すること。
- ③国保加入者への県の支援策として、助産給付費や葬祭費の増額を行うこと。
- ④医療費と国保税の抑制に成果をあげた市町村に、県が財政支援をする方針を示したが、市町村ごとに異なる事情を無視して、医療費適正化を名目に市町村間の競争をあおることはしないこと。

3、障がい者対策の充実を

- ①障がいの有無にかかわらず共生する社会の実現をめざす条例制定にあたっては、「国連障害者権利条約」の内容が十分に網羅されるものとする。
- ②重度障がい者の窓口無料を県内全市町村で実現できるよう、県が役割を発揮し、窓口無料を実施した市町村へのペナルティをやめるよう国に求めること。
- ③精神障がい者が病院から退院して地域で暮らせるようにするには受け皿となる基盤整備の拡充が不可欠なことから、その役割を担っている各種施設が抱える課題を把握するための実態調査を行うこと。
- ④避難解除された地域で障がい者が生活できるよう、障がい者施設の再開支援に向け、人材確保を支援するとともに、利用者数が国基準に満たなくても事業運営できるよう、特別の財政支援を行うこと。

九、子どもの健やかな成長と教育の充実について

震災・原発事故で被災した本県の子ども一人ひとりが、貧困、格差の中で選別、差別されることなく健やかに育つ子育て、教育環境をつくることが重要との観点で以下のことを求めます。

1、「日本一子育てしやすい県」めざす施策の具体化について

- ①子ども未来局の体制については、部局横断で総合的な支援ができるよう体制を強化すること。
- ②子どもの貧困対策は、実態調査にもとづき推進計画の策定と具体化を図ること。
- ③子ども食堂や引きこもり、不登校への支援を行う民間団体への財政支援を行う

こと。

- ④子どもを生み育てやすい環境づくりに向け、国へ低賃金・不安定雇用・長時間労働の是正など労働政策の抜本的見直しを求め、県として各事業所に協力要請を行うこと。
- ⑤18歳までの医療費無料化制度の継続、その財源を国に求めること。県の所得制限及びレセプト1件1,000円の足切りによる市町村負担を撤廃すること。
- ⑥保育所や学童保育の待機児童解消のため施設の増設と保育士、支援員の処遇の改善を図るとともに、保護者負担の軽減のために市町村を支援すること。
- ⑦増加している児童虐待の対応に見合うよう、県独自の配置基準を定め、児童福祉司の大幅増員を図ること。県中児童相談所については、一時保護所と一体に整備を図ること。

2、教育は「人格の完成」という教育本来の立場で

- ①被災児童や一人ひとりに行き届いた教育が進められるよう、30人学級の全学年実施と正規教職員の増員を図ること。
- ②「頑張る学校応援プラン」の学力偏重の教育でなく「人格の完成」という教育本来の目的に立ち、子どもの自主性を尊重した教育を進めること。教職員の主体性・専門性を生かし、保護者、地域との連携を重視すること。
- ③「家庭教育スタンダード」で、家庭に画一的な教育の押し付けはおこなわないこと。
- ④教員の超多忙化解消は、喫緊の課題であり、実務量の軽減や正規教員の増員をはかり早急な解消を図ること。
- ⑤中学校の部活動については、スポーツ庁がスポーツ医学の観点から「平日と土日に各1日以上、計週2日の休養日の設定、1日の活動時間は平日2時間、休日3時間程度」として示したガイドラインを生かし、抜本的見直しをすること。
- ⑥小学校での英語教育については、英語教員の確保、十分な研修をおこない、教員や児童への新たな負担にならないようにすること。
- ⑦小中学校の図書館の専任司書配置については、国の交付税措置をふまえ、正規で配置できるよう市町村を支援すること。
- ⑧地域創生に逆行する小中学校の統廃合は、地域住民や保護者の意見を十分に聞くよう市町村を支援すること。
- ⑨県立高校の統廃合は、地域の実情や保護者、教育関係者の意見をよく聞き存続のために力を尽くすとともに、高校でも30人学級の実現をすすめること。
- ⑩県内のいじめや自殺問題では、子どもの変化を見逃さず、教職員間の情報の共有で再発させないために対策を強めること。
- ⑪各都道府県に1校以上の設置という国の方針をふまえて、県として夜間中学校を早期に設置すること。

3、教育予算を増額し保護者負担の軽減を

- ①学校給食費の無料化・軽減を図るため、市町村を支援すること。

- ②公立・私立にかかわらず、無利子奨学金や給付型奨学金の拡充を国に求め、県独自にも創設すること。震災特例奨学金継続を求め、周知を徹底すること。
- ③特別支援学校、県立高校へのエアコン設置を促進すること。県立学校の維持管理費を増額し、燃料代の保護者負担の解消、学校図書購入費の増額を図ること。
- ④私学の保護者負担の軽減、教育条件の改善のため支援を強めること。
- ⑤大学への運営交付金削減を行わないよう国に求めること。

4、児童生徒の心のケア・特別支援教育の充実を

- ①子どもたちに寄り添う指導をするためにも、掛け持ちでなく各学校に常勤のスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置すること。
- ②伊達、安達、南会津に新設される特別支援学校の整備計画を早期に実現しすべての特別支援学校に高等部を設置すること。引き続き大規模化と長距離通学の解消をはかること。
- ③全国から立ち遅れている情緒障がい児短期治療施設を県として設置すること。
- ④発達障がい児が増加していることから、特別支援教育支援員の増員と処遇改善を行うよう市町村を支援すること。

5、県内スポーツの健全な発展めざして

- ①ルール・フェアプレーを尊重した健全な県内スポーツの発展をめざし、県民誰もが気軽に参加できるスポーツの振興にとりくむこと。
- ②県内スポーツ施設の老朽化対策をすすめるため、市町村への支援を行うこと。

以 上